

島根原子力発電所2号機審査会合に係るヒアリング

1 日 時 平成27年1月20日（火）13:20～15:20

2 場 所 鳥取県緊急事態対処センター（県庁第二庁舎2階）

3 対応者 原子力安全顧問 西田顧問
中国電力：川本専任部長ほか
鳥取県：渡辺原子力安全対策監、浜田課長補佐

4 概 要

○ 島根原発2号機の新規制基準適合性審査会合（地震・津波関係）で扱われた事項について、中国電力から関係資料（下記6参照）を配布の上、概要説明を行った。

5 主な質疑応答（○：顧問コメント、→：中国電力の回答）

○（資料16ページ）下宇部尾東において、ほぼ南北走向の断層が認められているが、その原因はどのようなものか。

→ 今回認められた南北走向の断層は、約600万年以前の南北圧縮だった頃のいわゆる胴切断層的なもので活動性はない。

○（資料30ページ）森山における赤色土の評価において、（永塚（1973）にしたがって）赤色土と分類し宍道湖東岸地域の赤色土（大西（1979））を参照しているが、それらは同年代の赤色土なのか。

→ 文献より、ほぼ同年代の赤色土と考えている。

○（資料53ページ）森山のボーリング調査において、60度の斜めボーリングを行っているが、断層に直交するような角度（もっと水平方向）で行わなかった理由は何か。

→ 断層に直交するような角度設定が望ましいが、施工上の制約から斜めは60度で実施している。

○ 古浦沖以西の調査において潜水土による目視調査を実施しているが、砂が堆積していると、潮流の影響を含め何を確かしているかわからなくなる。

→ 潜水調査では露頭部を観測しているので、砂の堆積や潮流の影響はない。

○ 現時点で解決すべきものではないが、宍道断層のように海陸に跨る断層の評価を行う上で、陸域の地質調査と海域の物理探査は特性や精度が異なるため、それぞれの評価をどうつなげるかが難しい問題であろう。

→ 陸域と海域のデータ特性に違いがある点は認識している。

○ 地震を引き起こす震源断層について、地表に活断層の形で現れているのは一部である。活断層の長さを評価するに当たっては、微小地震の観測記録から一体として動く可能性のある範囲を推定する手法もある。鳥取県で設定している断層モデルにおいても、県中部で設定している断層モデルは、微小地震の観測記録から推定している。

6 配布資料

<審査会合資料><http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/shimane2.html>
敷地周辺陸域の活断層評価（コメント回答）（平成27年1月16日）